

# 会 則

2007年 6月 1日 制定

2024年 2月 1日 改正

## 第1条 名称

本会の名称を「かすやねこ」とする。

## 第2条 目的

本会は、飼い主のいない猫と丁公園の猫たちの命を守るため「動物の愛護及び管理に関する法律」の精神にのっとり、行政機関と共同し「人と猫とが共生できる地域づくり」に貢献することを目的とする。

## 第3条 事業

本会はその目的を達成するために次の活動を行う。

- のら猫を地域猫と位置づけるための活動
- 常備薬を用いた医療活動
- 里親捜しに関する活動
- 関係機関への協力要請及び調整
- その他本会の目的達成に必要な活動

## 第4条 入会

会員として入会しようとする場合は、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

## 第5条 会員と会費

- 会員はこの会の目的に賛同し、会費を支払った個人及び団体とする。
- 会費は、

正会員(所属あり)	年額	6000円	議決権あり
賛助会員(所属なし)	年額	3000円	議決権なし
準会員(所属あり)	年額	無料	議決権なし
- 本会の会員は、会の趣旨に賛同し地域猫活動に対して理解を深めるよう努めなければならない。

## 第6条 退会

- 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。
- 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
    - 本人が死亡したとき。
    - 会費を1年以上納入しないとき。

## 第7条 役員

- この会に次の役員を置く。

代表	1名
副代表	1名
運営委員	若干名
会計	1名
監査	1名

役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

## 第8条 総会

本会の総会は正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は以下の事項について議決する

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算報告
- (5) 役員を選任または解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の主席がなければ、開催することができない。

4 決定は、出席者過半数賛成を必要とする。

## 第9条 議事録

総会の議事については、議事録を作成する。

## 第10条 役員会

役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

## 第11条 事業報告書及び決算

代表は、毎年、事業終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

## 第12条 会計

本会の活動は会費、寄付金、事業その他の収入をもって充てる。

また、支出は医療費及び活動上必要とされる費用とし、事前に役員の許可をとり使用する。

## 第13条 事業年度

本会の事業年度は、1月1日に始まり、同年12月31日までとする。

## 第14条 解散

本会が解散等により清算するとき有する残余財産、会員総会決議により、国若しくは地方公共団体又公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第15条 余剰金

本会余剰金分配を行わない。

## 第16条 事務所

本会事務所は代表宅に置く。

## 附則

1. 会員が飼育する猫の不妊去勢手術補助金制度に関する規定

- 正会員および賛助会員に不妊去勢手術補助金を支出する
- サポーターは対象外とする。
- 一人当たり年度内 3 頭を上限とし、メス 1 頭 3000 円、オス 1 頭 2000 円を支出する
- 手術実施日は会員期間内であること
- 所定用紙の提出期限は実施日の翌月内であること
- 申請受理後 2 週間以内に支払う

本会則は2024年2月1日より実施する。